

特定退職年金共済制度

[ぜいたいきょう提出用]

加入（増口）申込書

一般社団法人 ぜいたいきょう 御中

制度内容を承諾のうえ、加入者の同意を得て下記のとおり加入申込みしますので、取引金融機関の所定の手続きを取るよう依頼します。

加入日は毎月20日締切り、翌々々月1日であることを了承します。（例 1月20日締切 → 4月1日加入）

枚のうち / 枚目	
申込日	
令和 年 月 日	

(注) 「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」第4条第2項に定められているとおり、共済契約者である個人若しくはこれと生計を一にする親族又は共済契約者である法人の役員については共済契約を締結することができません。(法人税法第34条第5項に規定する使用人としての職務を有する役員を除く。)詳しくは「ぜいたいきょう 退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。

事業所コード		電話番号	()	FAX番号	()
所在地	郵便番号	都道府県	市区郡	区町村	届出印
	-				
事業所名	(フリガナ)			代表者名	(フリガナ)

被共済者番号	被共済者氏名		生年月日				性別	加入(増口)年月日				基本契約			過去勤務期間通算用(新規加入事業所のみ使用できません)			
	(フリガナ)		年号	年	月	日		年号	年	月	日	申込区分	基本口数	基本月額掛金	通算期間	償却期間	通算口数	過去勤務月額掛金
	姓	名	昭和				令和			1	新規	口	円	年	ヵ月	口	円	
			平成								男女	新規	口	円	年	ヵ月	口	円
			昭和								男女	新規	口	円	年	ヵ月	口	円
			平成								男女	新規	口	円	年	ヵ月	口	円
			昭和								男女	新規	口	円	年	ヵ月	口	円
			平成								男女	新規	口	円	年	ヵ月	口	円

- ・加入(増口)年月日については、申込日から概ね6ヵ月先までとしてください。
- ・基本掛金の口数は3口～30口の間となります。
- ・増口の場合、増口後の口数が30口を超えることはできません。
- ・新規加入事業所の場合には過去勤務期間の通算を申し込むことができます。

ぜいたいきょう 使用欄	新規	人	口	円	過去勤務部分	口	円
	増口	人	口	円	(注) 増口の場合は増口口数のみをご記入ください。		